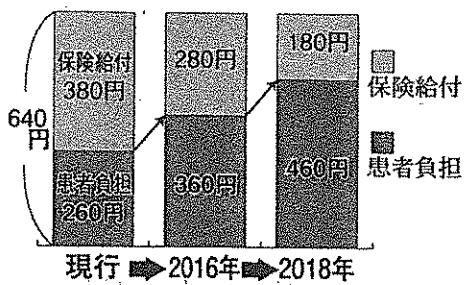


65歳未満 入院給食費値上げ

現役世代（65歳未満）の入院給食費値上げが狙われています。衆院で採決が強行され、盛り込まれていますが、値上げの論拠は破たんしています。

現在、65歳未満の入院給食費は、一般病床と精神病床では「材料費」として1食260円が徴収されています。これに新たに「調理費」として200円を課し、1食460円に引き上げます。（アラフ）すでに療養病床に入院する65歳以上は20

入院給食の負担増計画



■入院給食費値上げの経緯

	1日(3食)	月
1994年	600円	1万8千円
1996年	760円	2万2800円
2000年	780円	2万3400円
2006年	1380円	4万1400円
(65歳以上、居住費も自己負担化・1日320円)		
2018年	1380円	4万1400円 (65歳未満)

受けられる「療養の給付」（治療や薬などの現物給付）に含まれていました。それを1994年に当時の「非市民」の建立政権が「療養の給付」から除外（自民・社会・さきがけも賛成。日本共産党は反対）。次々と患者負担を拡大してきました。（表）

「療養の給付」から外された入院給食費は、「高額療養費」（1カ月の負担上限額）の対象からも除外され、まるまる負担がのしかかります。

医療現場からは、「必要な入院治療が受けられない事態を招く」（全日本民主医療機関連合会栄養委員会）との批判が上がっています。

塩崎厚労相も、国会答弁で「受診抑制をし、結果として医療費が増えることほり得る」と否定できず、負担増の論拠は破たんしています。

論拠は破たん

負担増の対象者は約70万人（低所得や難病患者は据え置き）。1ヶ月入院すると現在の2万3400円から4万1400円へ1万8千円の大額な負担増です。18年度の患者負担

06年から460円と額は1200億円（厚生省試算）になります。今度はそれを現役世代にも広げようといふのです。

政府は、「入院する65歳以上の方とのバランスを図る」（塩崎恭久厚労相）と正当化していますが、先に高齢者の給食費を引き上げておいて「バランス」をとるねんの理屈は成り立ちません。

治療から外す

そのため「入院と在宅医療の公平を図る」もどもと入院給食費は、治療の一環と位置づけられ、公的保険で